

令和7年度第4回福岡県男女共同参画審議会 議事録(要旨)

1 開催日時

令和8年1月14日(水)10時00分～11時30分

2 開催形式

ハイブリッド開催

オフライン:

福岡県庁10階 行政特別東会議室

(福岡県福岡市博多区東公園7-7)

オンライン:

ZOOM

3 出席者

(委員)

一宮仁委員、大久保千穂委員、加藤聖子委員、清田徳明委員、合力知工委員、櫻たかこ委員、佐藤有里子委員、志柿敏隆委員、谷口洋子委員、中村珠美委員、花岡志乃委員、栴尾美栄子委員、宮崎聖子委員、森島孝委員、山本美穂委員、横山美栄子委員

(事務局等)

人づくり・県民生活部 浦田部長

男女共同参画推進課(原口課長、田上課長補佐、神野参事補佐、松尾参画推進係長、福井参事補佐兼女性支援・保護係長)

女性活躍推進課(島村課長、河野課長補佐)

4 議題

(1) 第6次福岡県男女共同参画計画の考え方(答申案)について

5 議事内容(要旨)

(1) 第6次福岡県男女共同参画計画の考え方(答申案)について

【委員】

パブリックコメントにあった包括的性教育について、対応は計画を原案どおりにしているが、包括的性教育は人権や男女共同参画を含めた内容なので、5年先を見据えた計画という趣旨を踏まえ、柱3に盛り込んでいただきたい。

【委員】

文科省で歯止め規定が設けられているので、難しいとは思いますが、包括的性教育は、幼少期から人間関係を教えていながら、年代に応じて、性教育も含めていくことになると思うが、県男女共同参画推進課と教育委員会で協議して検討していただくことが可能か。

【事務局】

部会でも、ご意見をいただいたところであり、早い段階から教育が必要ということは非常に重要な視点であるが、学習指導要領も含めて現在の状況で、踏み込んで記載することは難しいと考えている。審議会で出たご意見をしっかりと踏まえて、教育庁と連携しながら取り組んでまいりたいと考えている。

【委員】

包括的性教育を導入するとなれば、先にインフラ、体制を整える必要があると思う。学校ごとに教え方に違いが出ることを防ぐとともに、センシティブな内容なので、それに精通している有識者が教えるなどの準備が必要ではないか。

【委員】

学校現場では、望まない妊娠などの状況が発生し、その対応等で混乱している状況もある。そこにどう対応していくか、歯止め規定などがあり難しい状況とは理解しているが、その中で、少しでも義務教育課程において被害者を出さないよう、その方針を計画に盛り込めるかを審議したい。具体的には、柱2または3の方針に入れることを検討いただきたい。

【委員】

必ずしも包括的性教育という言葉である必要はない。ただ、現状、性被害や盗撮など女児が被害者になるケース、年齢も低くなっていることを考えると、女児が知識を持つことが重要。それを伝える人材を育成する、ないしはインフラを整える、そうしたことを県が支援していくことは大切だと思う。

【委員】

58ページの、様々な機会を活用して、加害者と被害者を生まないための教育を推進しますというところの表現を検討する。また、71ページのこどもの成長段階に応じたジェンダー教育を行う必要がありますについて、文言を追加するないしは修正することで考えてはどうか。

【委員】

包括的性教育という言葉を入れるのが難しいと感じている中で、58 ページの性暴力のところに入れると、意図しない表現として捉えられるのではないかと。先ほど言われた 71 ページのジェンダー教育のところに、男女共同参画審議会として、表現を少し変えることが良いと思う。例えば、包括的なジェンダー教育（包括的性教育）に変更するなど。

【委員】

それが包括的ということになる。文言として入れられないのであれば、71 ページのところを総合的なジェンダー教育にするのはいかがか。

【委員】

58 ページにも、「総合的な」を入れた表現への変更を検討いただきたい。

【委員】

包括的性教育という言葉が、テクニカルタームがあって使いにくいということであれば、例えば、71 ページのジェンダー教育を行う必要があるところの前に、「包括的な」を入れて、包括的なジェンダー教育とすれば、総合的より理解が深まり、一歩踏み込んだことをやっていると感じられると思う。

【委員】

58 ページについても、「包括的な」を入れる方向で検討いただきたい。

【事務局】

71 ページについては「包括的な」などの文言を入れる方向で調整する。58 ページは、内部での確認、調整を含め検討させていただく。

了